

長坂埋立地浄化センター電力供給（長期継続契約）仕様書

1. 概要

- (1) 件名 長坂埋立地浄化センター電力供給（長期継続契約）
- (2) 需要場所 横須賀市長坂 5-3270
- (3) 業種及び用途 事務所・工場
- (4) 契約種別 高圧季節別時間帯別電力A型（契約電力 500kW 未満）

2. 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
- エ 標準周波数 50Hz
- オ 受電方式 1 回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無

(2) 契約電力、予定使用電力量等

- ア 予定契約電力 予定契約電力は別紙 1 のとおり。
ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- イ 予定使用電力量 月別の予定使用電力量は別紙 1 のとおり。
- ウ 使用電力量実績等 使用電力量・契約電力・最大需要電力の実績は別紙 1 のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 6 年 7 月 31 日までとする。
なお、電力供給期間は次のとおりとする。
令和 4 年 8 月 1 日 0 : 00 から令和 6 年 7 月 31 日 24 : 00 まで

(4) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- ウ 電力量計構成 電力需給用複合計器（通信機能付き）

(5) 需給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

別紙 1 のとおり。

(6) 電気料金の算定方法

- ア 電気料金は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間の契約電力、使用電力量等により算定するものとする。なお、電力供給開始時及び終了時はこれによらず、実際の期間で算定をすること。

イ 電気料金は基本料金、電力量料金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という。）を合算した額とする。

(ア) 基本料金

基本料金単価、契約電力及び力率から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{基本料金} = \text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

(イ) 電力量料金

電力量料金単価、使用電力量から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{電力量料金} = \text{「夏季昼間時間」「他季昼間時間」「ピーク時間」又は「夜間時間」電力量料金単価} \times \text{使用電力量}$$

*夏季昼間時間電力量料金

毎年7月1日から9月30日までの期間の平日（土曜日を含む）の午前8時から午後10時までの時間における使用電力量1kWh当たりの単価（1銭単位）

※ただし、ピーク時間に該当する時間を除く。

*他季昼間時間電力量料金

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間の平日（土曜日を含む）の午前8時から午後10時までの時間における使用電力量1kWh当たりの単価（1銭単位）

*ピーク時間電力量料金

毎年7月1日から9月30日までの期間の平日（土曜日を含む）の午後1時から午後4時までの時間における使用電力量1kWh当たりの単価（1銭単位）

*夜間時間電力量料金

ピーク時間及び昼間時間以外の時間における使用電力量1kWh当たりの単価（1銭単位）

※ただし、日曜・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）及び1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」とする。

*燃料費調整額

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）の燃料費調整単価から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{燃料費調整単価})$$

(ウ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）による。

※令和4年5月～令和5年4月分については3.45円/kWhです。

ウ 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(ア) 契約電力及び最大需要電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ) 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(ウ) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(エ) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(オ) 消費税額（地方消費税額を含む）の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(7) 電気料金の請求

ア 料金の請求は月毎に行い、横須賀市環境部環境施設課に請求する。なお、請求書については紙で発行する。

- イ 請求額は各種の調整加減算を行った後の税込金額とする。
- ウ 請求書は横須賀市環境部環境施設課へ郵送する。加えて、内訳（電力種別、最大需要電力、契約電力、使用電力量、単価、料金、力率等）をひとつの電子データにして提出する。
- エ データの形式は、エクセルやCSV形式等のファイルとする。その他の詳細は別途協議のうえ決めるものとする。なお、このデータについては、毎月の請求単位で提出すること。

(8) 消費税率が変更となった場合の請求金額

- ア 契約期間内に消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）並びに地方税法（昭和25年7月31日法律226号）の改正による消費税率の変更があった場合における請求金額は、新たな消費税法による消費税率に基づき次の算定方法により算出する。

	料金項目	算定方法
ア	基本料金	基本料金単価×契約電力×(1.85-力率/100)×1XX/110
イ	電力量料金	「夏季」または「その他季」電力量料金単価×使用電力量×1XX/110±燃料費調整額 *燃料費調整額=使用電力量×(±燃料費調整単価)
ウ	再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

*XX は改正後の消費税率(%)（地方消費税率を含む）

*燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、2-(6)-イ-(イ)・(ウ)による。

*端数処理は、2-(6)-ウのとおり。

- イ 関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）の燃料調整費単価の算定方法について変更があった場合は、前項の算定方法によらない場合がある。

(9) その他

- ア 力率の実績は100%である。契約期間中は100%を保持する予定。
- イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- ウ 契約期間中に電力に関係する工事の予定は別紙1のとおりで、電力の契約に影響するものはない。
- エ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとする。
- オ 入札金額の算定に当たっては、力率は100%とし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないものとする。
- カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、別紙入札金額積算内訳書により算出した入札金額（税抜）を入札書に記載すること。
なお、契約の締結は単価契約により行う。
- キ 本入札は契約期間中の電力供給単価を競争により決定するものであるため、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が単価を改定した場合も、単価改定は行わない。
- ク 使用電力量等の検針後、検針結果（電力種別、最大需要電力、契約電力、使用電力量、単価、料金、力率等）を速やかに横須賀市環境部環境施設課に通知すること。

ケ この仕様書にない事項は、横須賀市の指定する電力供給契約約款（以下、「電力供給契約約款」という。）の定めるところによるものとする。

コ この仕様書及び電力供給契約約款に定めのない供給条件については、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）等により横須賀市と落札者で協議するものとする。

3. 連絡先

横須賀市環境部環境施設課 電話 046-822-8530

【別紙1】

需要場所及び契約電力・契約期間予定使用電力量

施設名称(施設名)	需要場所 (横須賀市)	契約電力 (kW) (4年2月)	契約期間 契約電力 合計 (kW)	契約期間 予定使用 電力量 (kWh)	需給地点	太陽光発電 設備の有無	非常用 発電設備 (kVA)
長坂埋立地浄化センター 地区番号:01 検針日:2日	長坂5-3270	109	2,798	1,178,383	横須賀市の施設した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力 パワーグリッド株式会社の架空引込み線との接続点。	無	130

月別予定使用電力量(令和4年8月～令和6年7月)

単位: kWh

長坂埋立地浄化センター 令和4年8月から令和6年7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計	
予定使用電力量(合計) (kwh)	61,975	53,575	57,831	60,804	57,874	40,011	33,302	28,137	22,806	33,641	31,693	40,273	59,488	60,684	47,704	59,490	54,575	57,296	40,728	49,546	55,383	57,783	59,063	54,721	1,178,383	
ピーク予定使用電力量(合計) (kwh)	6,554	5,890										5,385	6,218	6,780											6,015	36,842
夏季予定使用電力量(合計) (kwh)	22,921	19,893										18,970	21,533	23,478											20,464	127,259
他季予定使用電力量(合計) (kwh)			29,170	30,067	27,242	18,815	15,439	13,226	12,334	17,480	14,071				19,839	29,427	25,755	26,241	17,941	23,284	27,542	26,105	24,776		398,754	
夜間予定使用電力量(合計) (kwh)	32,500	27,792	28,661	30,737	30,632	21,196	17,863	14,911	10,472	16,161	17,622	15,918	31,737	30,426	27,865	30,063	28,820	31,055	22,787	26,262	27,841	31,678	34,287	28,242	615,528	

※1 夏季とは7月1日から9月30日までの期間、その他季とは4月1日から6月30日までの期間および10月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。

※2 ピーク時間とは7月1日から9月30日までの期間の平日(土曜日を含む)の午後1時から午後4時までの時間をいう。(詳細は仕様書を参照)

※3 昼間時間とは平日(土曜日を含む)の午前8時から午後10時までの時間をいう。(詳細は仕様書を参照)

使用電力量及び最大需要電力等実績

単位: kWh

施設名	令和2年3月から令和4年2月																								合計
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
長坂埋立地浄化センター																									
使用電力量(合計) (kwh)	49,546	55,383	57,783	59,063	54,721	61,975	53,575	57,831	60,804	57,874	40,011	33,302	28,137	22,806	33,641	31,693	40,273	59,488	60,684	47,704	59,490	54,575	57,296	40,728	1,178,383
ピーク予定使用電力量(合計) (kwh)					6,015	6,554	5,890										5,385	6,218	6,780						36,842
夏季予定使用電力量(合計) (kwh)					20,464	22,921	19,893										18,970	21,533	23,478						127,259
他季予定使用電力量(合計) (kwh)	23,284	27,542	26,105	24,776				29,170	30,067	27,242	18,815	15,439	13,226	12,334	17,480	14,071				19,839	29,427	25,755	26,241	17,941	398,754
夜間予定使用電力量(合計) (kwh)	26,262	27,841	31,678	34,287	28,242	32,500	27,792	28,661	30,737	30,632	21,196	17,863	14,911	10,472	16,161	17,622	15,918	31,737	30,426	27,865	30,063	28,820	31,055	22,787	615,528
契約電力 (kW)	122	122	122	122	122	122	119	119	119	119	119	119	119	114	114	114	113	113	113	113	112	109	109	109	2,798
最大需要電力 (kW)	117	119	114	111	114	110	113	113	113	112	104	74	64	86	92	59	92	105	106	109	106	105	107	97	-